特定施設入居者生活介護事業に係る内定申請に関する誓約書

特定施設入居者生活介護事業の内定申請に関して、以下の事項について確認し、誓約いたします。

１　「川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱（以下「要綱」という。）」及び「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく特定施設入居者生活介護事業の令和６年度内定申請受付要項（以下「内定要項」という。）」を入念に確認したほか、川崎市ホームページにおいて修正・補足事項が掲載されている場合には最新の内容を確認するなど、申請者の責任において必要な情報を確認した上で、虚偽の記載や不正等を行うことなく申請しました。

２　本事業の開設・運営に際しては、「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」をはじめとした本市条例等に定める指定基準を満たすほか、関係法令等を遵守するものとし、当該法令等に定める事項を遵守できないことが明らかになった場合は、速やかに本内定申請及び指定申請を取り下げることを誓約します。なお、当該指定等が行われないことによって生じる申請者（事業者）の負担・損害等について、川崎市からの補填や賠償等は一切行われないことについて確認し、了承します。

３　内定要項の「４ 事業用地の確保等」に定める条件については全て満たしています。

４　内定要項の「５ 内定申請条件等」に定める条件について、運営開始後も含めて、当該条件を全て満たすことを誓約します。

５　内定要項の「６ 補助金（特定施設入居者生活介護の需用費）の活用を希望する場合の内定申請条件」について、当該補助金を活用する場合には、運営開始後も含めて、当該条件を全て満たすことを誓約します。

６　内定要項の「９　内定申請の無効」に記載する事由には一切該当していません。

７　本申請に際して川崎市に提出した「川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」において加点した項目については、運営開始後も継続して遵守することを誓約します。

８　本申請の内定後においても、内定要項の「13　内定の取消」に記載する事由に一切該当しないことを誓約します。

９　内定後において上記誓約事項が遵守できない場合には、要綱第７条及び第８条に基づき、本申請に係る内定は取り消しとなり、内定取消の翌日から起算して５年間が経過するまでの間に申請期間（市が申請書等によって申請を受理する期間）がある内定申請受付には申請できなくなることについて確認し、了承します。また、当該内定取消等に伴い生じる申請者の負担・損害等について、川崎市からの補填や賠償等は一切行われないことについて確認し、了承します。

以　上

（宛先）川崎市長

令和　　年　　月　　日

法人名

法人代表者職及び氏名

事業所名